

一般財団法人渋谷区スポーツ協会加盟団体助成金交付規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人渋谷区スポーツ協会（以下「法人」という。）に加盟する各団体（以下「加盟団体」という。）に対して交付する加盟団体助成金（以下「助成金」という。）について定める。

（交付対象経費）

第2条 助成金の交付対象経費は、次に掲げる事務事業に要する経費とする。

- (1) スポーツ及びレクリエーションの普及
- (2) 加盟団体の資質の向上又はその奨励
- (3) スポーツ振興に関する調査研究
- (4) 加盟団体が主催する各種の大会開催
- (5) その他加盟団体の運営

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、予算で定める額の範囲内とする。

（助成金の申請）

第4条 加盟団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書と次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 加盟団体事業計画書
- (2) 加盟団体収支予算書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第5条 理事長は、前条の規定による申請があった場合において、それが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書により通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 加盟団体は、前条の通知を受けたときは、助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求書が提出されたときは、助成金を交付するものと

する。

（承認事項）

第 7 条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業を中止、又は廃止しようとするとき。
- (2) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。

（状況報告）

第 8 条 理事長は、必要があると認めたときは、加盟団体に対して、助成対象事業の実施状況に関して報告を求めることができる。

（実績報告）

第 9 条 加盟団体は、会計年度が終了したときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 加盟団体事業報告書
- (2) 加盟団体収支決算書

（決定の取消等）

第 10 条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。

2 理事長は、助成金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（助成金の返還）

第 11 条 理事長は、第 7 条第 1 号の規定による承認をした場合又は前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（検査）

第 12 条 理事長は、必要があると認めたときは、法人の役員に助成金の使

途について、加盟団体の帳簿等を検査させることができる。

(改廃)

第 1 3 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な改正については、理事長の権限により行うことができるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。

一般財団法人渋谷区スポーツ協会
区民スポーツ大会運営費負担金交付規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人渋谷区スポーツ協会（以下「法人」という。）及び法人に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が主催する渋谷区民スポーツ大会（以下「区民大会」という。）の運営のため、法人が加盟団体に対して交付する運営費負担金（以下「負担金」という。）について定める。

（交付対象経費）

第2条 負担金の交付対象経費は、法人及び加盟団体が主催する区民大会に要する経費とする。

（負担金の額）

第3条 負担金の額は、予算で定める額の範囲内とする。

（負担金の申請）

第4条 加盟団体は、負担金の交付を受けようとするときは、負担金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 区民大会開催要項
- (2) 区民大会収支予算書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

（負担金の交付決定）

第5条 理事長は、前条の規定による申請があった場合において、それが適当であると認めたときは、負担金の交付を決定し、負担金交付決定通知書により通知するものとする。

（負担金の交付）

第6条 加盟団体は、前条の通知を受けたときは、負担金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求書が提出されたときは、負担金を交付するものとする。

（承認事項）

第 7 条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、法人の承認を受けなければならない。

- (1) 区民大会を中止、又は廃止しようとするとき。
- (2) 区民大会開催要項の内容を変更しようとするとき。

(状況報告)

第 8 条 理事長は、必要があると認めたときは、加盟団体に対して、区民大会の実施状況に関して報告を求めることができる。

(実績報告)

第 9 条 加盟団体は、区民大会を完了したときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 区民大会実績報告書
- (2) 区民大会収支決算書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(決定の取消等)

第 10 条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (2) 負担金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 負担金を他の用途に使用したとき。

2 理事長は、負担金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、負担金の交付の決定内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(負担金の返還)

第 11 条 理事長は、第 7 条第 1 号の規定による承認をした場合又は前条第 1 項の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて当該負担金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第 12 条 理事長は、必要があると認めたときは、法人の役員に負担金の使途について、加盟団体の帳簿等を検査させることができる。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な改正については、理事長の権限により行うことができるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。

一般財団法人渋谷区スポーツ協会加盟団体助成金及び 区民スポーツ大会運営費負担金における交付基準

第 1 目的

この基準は、一般財団法人渋谷区スポーツ協会加盟団体助成金交付規程第 3 条及び一般財団法人渋谷区スポーツ協会区民スポーツ大会運営費負担金交付規程第 3 条の規定に基づき、予算に定める額の範囲内で各加盟団体に交付する額の基準を定める。

第 2 加盟団体助成金

1 交付対象

一般財団法人渋谷区スポーツ協会（以下「法人」という。）に加盟が承認されている団体で、この助成金の交付を受けようとする年度の活動計画及びその前年度において法人の事業の趣旨に基づく活動実績がある団体を交付の対象とする。

ただし、天災による社会活動の停止、事故による施設の損傷、施設の改修工事又は点検、法律で規定する感染症の感染拡大、その他団体の責めに帰すことでない事由（以下「団体の責めに帰すことでない事由」という。）により活動実績のない年度が生じたときは、これを活動実績があったものとみなす。

2 加盟団体助成金の基本額

交付対象となる団体に対し、競技団体及びスポーツ少年団本部については年間 30,000 円、地区体育会については年間 40,000 円を加盟団体助成金の基本額として交付する。

3 加盟団体助成金の奨励金

スポーツ少年団本部については、30,000 円にその構成する団の数を乗じた額を奨励金として交付する。

第 3 区民スポーツ大会運営費負担金

1 交付対象

法人に加盟が承認されている団体で、区民スポーツ大会（以下「区民大会」という。）運営費負担金の交付を受けようとする年度及びその前年度において、法人が指定する区民大会の活動実績がある団体を交付の対象とする。なお、法人が指定する区民大会とは、一般財団法人渋谷区スポーツ協会大会開催規程に規定される A 大会とする。

2 区民大会運営費負担金の基本額

交付対象となる団体に対し、年間 30,000 円を区民大会運営費負担金の基本額として交付する。

ただし、交付を受けようとする年度において、団体の責めに帰すことでない事由を除き、区民大会を実施しないときは、交付しない。

3 区民大会運営費負担金の加算金

区民大会運営費負担金における加算金の額は、次により交付する。

- (1) 交付を受けようとする年度の前年度において、法人が指定する区民大会の参加人員に基づき別表に定める額を区民大会運営費負担金の加算金として交付する。

ただし、団体の責めに帰すことでない事由により前年度に通年又は一部の活動実績がないと

きは、通年の活動実績があった直近の年度の参加人員に基づき別表に定める額を交付する。

(2) 参加人員の算定にあたっては、次のとおりとする。

① チーム競技（軟式野球、バレーボール、ソフトバレーボール、バスケットボール、サッカー、フットサル、ソフトボール、ボッチャ）

1 チームにおける競技実施中の出場定員数（※）×1.3（小数点以下切り捨て）に、前年度において実際に参加したチーム数を乗じた数とする。

② 個人競技（ソフトテニス、弓道、剣道、柔道、相撲、バドミントン、陸上競技、卓球、クレー射撃、アーチェリー、空手道、馬術、ライフル射撃、硬式テニス、ボウリング、ダンススポーツ、水泳、太極拳、アクアスロン、少林寺拳法、ゴルフ）

前年度において実際に参加した選手の総数とする。ただし、同一人が複数の種目・部門等に参加している場合であっても、これを1人として数えるものとする。

③ その他の競技

①及び②に属さない競技種目については、その競技内容を調査し、いずれかの競技に準ずる取り扱いを理事長が決定するものとする。

(3) 実績報告

各競技団体は、法人が指定する区民大会の開催終了後、法人の指定する様式にて3カ月以内に実績を報告するものとする。報告がなかった団体は、その実績がなかったものとみなす。

第4 改正

この基準の改正は、理事長の承認を得なければならない。この場合において、理事長は、理事会に報告しなければならない。

第5 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

第6 附則

1 基準の適用

この基準は、令和7年度に交付する加盟団体助成金及び区民大会運営費負担金から適用する。

2 基準の見直し

この基準は、施行後3年を限度として見直すものとする。

別 表

前年度区民参加人員	加算額
1 人 ～ 200 人	10,000 円
201 人 ～ 400 人	30,000 円
401 人 ～ 600 人	50,000 円
601 人 ～ 800 人	70,000 円
801 人 ～1,000 人	90,000 円
1,001 人 ～2,000 人	120,000 円
2,001 人 ～3,000 人	140,000 円
3,001 人 ～4,000 人	160,000 円
4,001 人 ～5,000 人	180,000 円
5,001 人 ～	200,000 円

※（団体競技）1 チームにおける競技実施中の出場定員数

軟式野球	9 人
ソフトボール	9 人
バスケットボール	5 人
バレーボール	一般男女・小中学生: 6 人 / 家庭婦人: 9 人
ソフトバレーボール	4 人
サッカー	1～3 種・シニア・女子: 1 1 人 / 4 種（3～6 年生）: 8 人 / 4 種（1・2 年生）: 6 人
フットサル	5 人
ボッチャ	3 人

令和7年度 加盟団体助成金・区民スポーツ大会運営費負担金・年度分担金（旧会費）の額（案） 2025年6月6日

団 体 名		加盟団体助成金			7年度交付算定額(6年度実績で算定)				助 成 金 + 運営費負担金 合計交付額 (①+②)	年度分担金(旧会費)			差引交付額 (①+②-③)
		助 成 金	奨 励 金	計 (①)	基 本 額 (A)	右の算定人員 に基づく加算 額 (B)	(6年度実績 を基にした 算定人員)	7年度交付額 (②) (A) + (B)		基 本 額	加 算 額 (②×50%)	計 (③)	
1	軟式野球連盟	30,000		30,000	30,000	120,000	(1,474)	150,000	180,000	50,000	75,000	125,000	55,000
2	ソフトテニス連盟	30,000		30,000	30,000	50,000	(574)	80,000	110,000	35,000	40,000	75,000	35,000
3	弓道連盟	30,000		30,000	30,000	10,000	(46)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
4	剣道連盟	30,000		30,000	30,000	70,000	(602)	100,000	130,000	40,000	50,000	90,000	40,000
5	柔道会	30,000		30,000	30,000	70,000	(629)	100,000	130,000	40,000	50,000	90,000	40,000
6	相撲連盟	30,000		30,000	30,000	10,000	(122)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
7	スキー連盟	30,000	廃止	30,000					30,000	20,000	0	20,000	10,000
8	バドミントン協会	30,000		30,000	30,000	30,000	(316)	60,000	90,000	30,000	30,000	60,000	30,000
9	陸上競技協会	30,000		30,000	30,000	50,000	(513)	80,000	110,000	35,000	40,000	75,000	35,000
10	卓球連盟	30,000		30,000	30,000	30,000	(386)	60,000	90,000	30,000	30,000	60,000	30,000
11	スケート連盟	30,000	廃止	30,000					30,000	20,000	0	20,000	10,000
12	バレーボール協会	30,000		30,000	30,000	70,000	(719)	100,000	130,000	40,000	50,000	90,000	40,000
13	クレー射撃連盟	30,000		30,000	30,000	10,000	(13)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
14	アーチェリー協会	30,000		30,000	30,000	10,000	(21)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
15	バスケットボール協会	30,000		30,000	30,000	120,000	(1,326)	150,000	180,000	50,000	75,000	125,000	55,000
16	空手道連盟	30,000		30,000	30,000	90,000	(878)	120,000	150,000	45,000	60,000	105,000	45,000
17	馬術連盟	30,000		30,000	30,000	10,000	(32)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
18	ライフル射撃協会	30,000		30,000	30,000	10,000	(57)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
19	ラジオ体操会連盟	30,000	廃止	30,000					30,000	20,000	0	20,000	10,000
20	サッカー協会	30,000		30,000	30,000	180,000	(4,458)	210,000	240,000	80,000	105,000	185,000	55,000
21	硬式テニス連盟	30,000		30,000	30,000	70,000	(721)	100,000	130,000	40,000	50,000	90,000	40,000
22	ボウリング連盟	30,000		30,000	30,000	10,000	(104)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
23	ダンススポーツ連盟	30,000		30,000	30,000	10,000	(115)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
24	ゲートボール連合	30,000	廃止	30,000					30,000	20,000	0	20,000	10,000
25	水泳連盟	30,000		30,000	30,000	30,000	(332)	60,000	90,000	30,000	30,000	60,000	30,000
26	太極拳連盟	30,000		30,000	30,000	10,000	(136)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
27	ソフトボール協会	30,000		30,000	30,000	30,000	(330)	60,000	90,000	30,000	30,000	60,000	30,000
28	トライアスロン連合	30,000		30,000	30,000	10,000	(161)	40,000	70,000	25,000	20,000	45,000	25,000
29	少林寺拳法連盟	30,000		30,000	0		(0)	0	30,000	20,000	0	20,000	10,000
30	ポッチャ協会	30,000		30,000	0		(0)	0	30,000	20,000	0	20,000	10,000
31	ゴルフ協会	30,000		30,000	0		(0)	0	30,000	20,000	0	20,000	10,000
32	スポーツ少年団本部	30,000	180,000	210,000					210,000	20,000	0	20,000	190,000
33	新橋地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
34	恵比寿地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
35	氷川地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
36	大向地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
37	上原地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
38	西原地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
39	初台地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
40	本町体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
41	笹塚地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
42	千駄ヶ谷地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
43	神宮前地区体育会	40,000		40,000					40,000	20,000		20,000	20,000
	計	1,400,000	180,000	1,580,000	720,000	1,110,000	(14,065)	1,830,000	3,410,000	1,205,000	915,000	2,120,000	1,290,000